

第5章 目標達成のための取組

1 自然環境分野

環境目標1 きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然が身近にふれあうまち



(1) 施策の方針

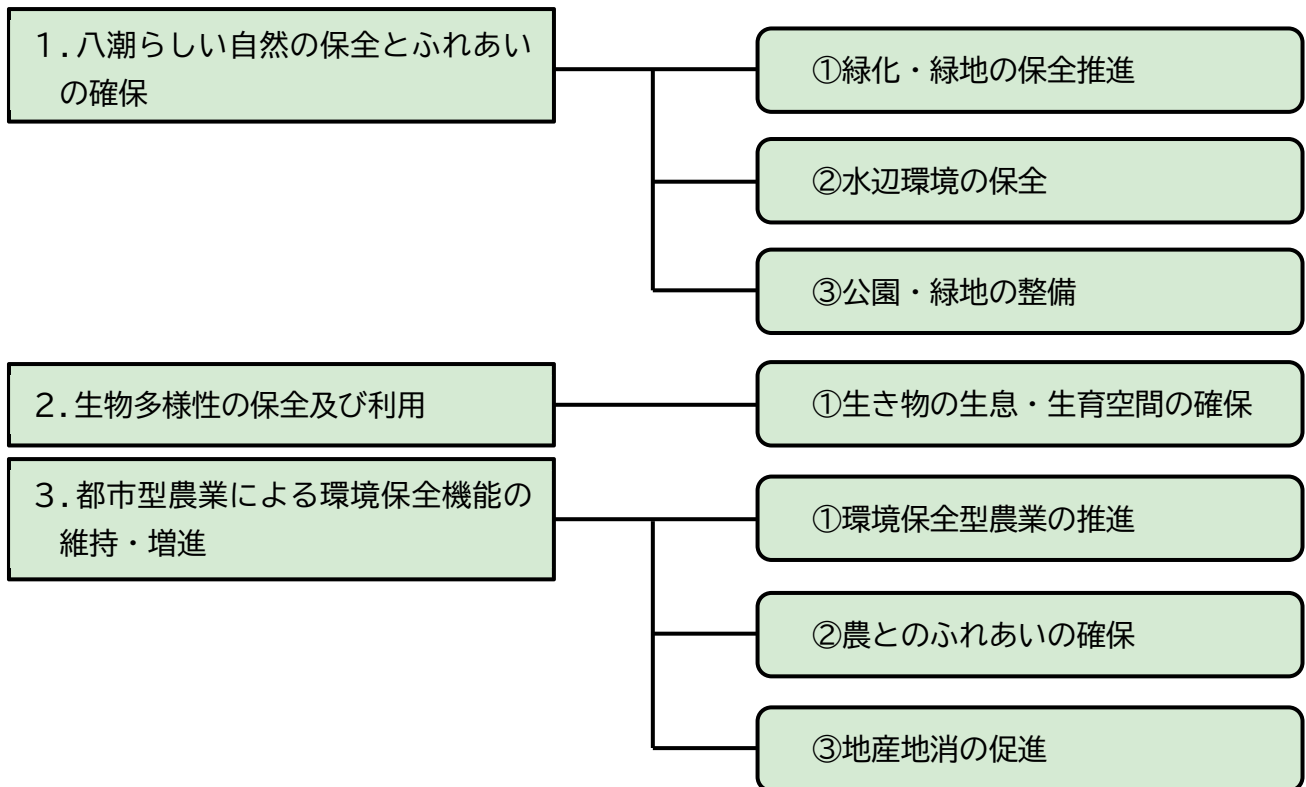
八潮の自然を特徴付けるきれいな水と豊かな緑を守るため、中川や綾瀬川、葛西用水などの河川・水路における水辺環境を保全し、河畔林や屋敷林などの貴重な緑を保全します。また、緑を増やすため、街路や公園、建物の緑化を進めます。

市内に残された貴重な生態系を保全するため、ビオトープ、河川・水路、公園などにおける動植物の生息・生育空間の保全活動や自然環境調査、自然保護や生物多様性の普及啓発を市民参加により進めるとともに、外来生物の侵入を防ぐ対策を実施します。さらに、自然体験の場や機会を提供することで、多くの市民が自然と親しみながら学ぶ機会を増やします。

農地は、農産物の生産のみならず、土や緑とのふれあいの場を提供し、生態系の保全やヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、多面的な機能を有しています。そこで、地元農産物の消費促進及び環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用を通じて、地元農業を支えながら、農地を保全していきます。

【方針】

【施策の方向】



(2) 関連指標・目標

方針1：八潮らしい自然の保全とふれあいの確保

➤ 施策

①緑化・緑地の保全推進

1-1-1 緑と花いっぱい運動の推進【公園みどり課】

- ・「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るため、市民や町会・団体等と連携し、市民花壇等への花植えなど四季を感じられる地域緑化を推進するとともに、必要な支援を行います。
- ・緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民等への募金の協力を求めていくとともに、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。

1-1-2 八潮市緑の基金の有効活用【公園みどり課】

- ・緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民や事業者等への募金の協力を求め、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。

1-1-3 民有地の緑化推進【公園みどり課】

- ・一定規模以上の工場、事務所、住宅等を対象に「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく指導や緑化協定の締結により、地域の特性を活かした良好な緑地や植栽帯の確保を促進します。
- ・住宅地では、質の高い民有地の緑化を誘導するため、緑に関する情報発信や助成制度の周知、市民が取り組みやすい緑に関する仕組みの創設等を検討します。
- ・緑化面積を増やすため、緑化に関する条例化や諸制度の活用等を検討します。

1-1-4 屋敷林・保存樹木等の保全・啓発【公園みどり課】

- ・緑の保全・創出を図るため、市のホームページや広報等を活用し、保存樹木等奨励金制度の周知を図っていきます。

1-1-5 緑のつながりの推進【環境リサイクル課】

- ・水と緑のネットワーク形成のため、調査研究します。

②水辺環境の保全

1-1-6 河川・湿地の保全【環境リサイクル課】

- ・大曽根ビオトープの維持管理を市民団体と協働で行うとともに、中川や綾瀬川等の河川敷等の生物の生息・生育空間を保全します。

③公園・緑地の整備

1-1-7 公園の整備【公園みどり課】

- ・土地区画整理事業区域内で計画される公園については、地元住民に親しまれ、愛される公園を目指していくため、市民ニーズを反映した公園の整備を進めます。

1-1-8 公園再生・リニューアル【公園みどり課】

- ・社会情勢や市民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえ、子育て支援や高齢者等の健康づくり、生物多様性の向上等に資する公園の機能分担や再整備等公園の再生・リニューアルを推進します。

1-1-9 市民との協働による公園維持管理の推進【公園みどり課】

- ・町会・自治会等との維持管理協定の締結を進め、引き続き、地域ぐるみで緑化を図りつつ、緑道・遊歩道等の管理も含め、ごみや落ち葉の清掃等の維持管理を推進していきます。

1-1-10 開発事業等に伴う良好な緑地及び良質な植栽の確保【都市計画課】

- ・マンションや工場、また駐車場や資材置き場等の開発事業について、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づき、事業者との協議や関係各課による指導により、地域の特性を活かした質の高い良好な緑地及び植栽の確保に努めます。

■ 市民・事業者の取組

①緑化・緑地の保全推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加しましょう。 ・ 景観や生態系に配慮し、生垣を設置するなど、敷地内の緑を増やしましょう。 ・ 建築行為などを行う場合は、景観に配慮し、緑化を行いましょ。 ・ 地域のみどりの育成のため、緑化活動に積極的に参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加・協力しましょう。 ・ 景観や生態系に配慮し、工場や事業所等の敷地内の緑化やビオトープの設置を行いましょ。 ・ 大規模な開発行為などを行う場合は、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」にしたがい、景観に配慮し、緑化を行いましょ。 ・ 地域の緑化活動へ積極的に参加・協力しましょう。
②水辺環境の保全	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。 ・ 河川の清掃活動へ積極的に参加しましょう。 ・ 散策や水遊びなどを通じて水辺環境への理解を深めましょ。 ・ 水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。 ・ 生き物の生息場所となる緑や河川を大切にしましょ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。 ・ 河川の清掃活動へ積極的に参加・協力しましょう。 ・ 建設事業等にあたっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょ。 ・ 水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。 ・ 水辺に親しむ啓発事業に協力しましょう。

③公園・緑地の整備	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 計画の際のワークショップ等に参画し、市民参加による公園づくりに協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市との協働により公園を管理しましょう。 開発行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。 建築行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
緑と花いっぱい運動の推進	市民花壇の設置数	13 か所	R 6	20 か所	R17	○		○
民有地の緑化推進	生垣設置の奨励	0m	R 6	200m	R17	○		○
公園の整備	都市公園面積	2.23 m ² /人	R 6	2.41 m ² /人	R17	○	○	○
市民との協働による公園維持管理の推進	町会自治会等公園管理委託	36 箇所	R 6	40 箇所	R17	○	○	○



◆保存生垣

方針2：生物多様性の保全及び利用

➤ 施策

①生き物の生息・生育空間の確保

1-2-1 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画の検討【環境リサイクル課】

- ・生物の多様性を保全するために、外来生物の情報提供や情報収集、駆除等を行うとともに、その恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を図るための計画について検討します。

1-2-2 中川・綾瀬川等の水辺におけるビオトープ等の保全・活用【公園みどり課】

- ・中川や綾瀬川等は、本市を代表する美しい水辺景観を有し、温暖化を抑制する効果やヨシ原にはヨシゴイやヒヌマイトトンボ等、貴重な生物も生息しています。
- ・貴重な水辺空間を保全し、生物多様性を確保するため、関係機関との連携のもと、エリアごとに定めた環境目標を踏まえ、自然豊かな河川環境やビオトープ等の水辺の保全と活用を図っていきます。

1-2-3 市民参加による自然環境調査等の実施【環境リサイクル課】

- ・保護すべき希少な動植物を把握し、自然体験の場や機会を通じて、自然保護や生物多様性に係る普及啓発を行うために、市民参加型の自然環境調査や水質調査、保護活動を行います。
- ・生物の多様性や、地域の現状と特性を生かした自然体験の場をつくるため、自然資源である動植物の実態把握を行い、希少野生動植物の保護活動を行います。

■ 市民・事業者の取組

①生き物の生息・生育空間の確保	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観察会や自然環境調査などに参加し、身近な自然の大切さを学びましょう。 ・ 生き物の生息場所となる緑や河川を大切にしましょう。 ・ ペットは、自然に放さないようにしましょう。 ・ 外来生物を見かけたら、市役所に連絡しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設事業等にあたっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。 ・ 敷地内の樹木は、実の成る木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。 ・ 自然観察会などの環境学習活動に協力しましょう。 ・ ペットを販売する場合は、飼い主に対し「棄てたり、逃げ出したりしないように適正に飼育する」ことを伝え指導しましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
中川・綾瀬川等の水辺におけるビオトープ等の保全・活用	ビオトープを利用した環境学習数	1件	R6	3件	R17	○		○
市民参加による自然環境調査等の実施	市民参加による自然環境調査等回数	1回/年	R6	3回/年	R17	○		○



◆自然観察会の実施の様子①



◆自然観察会の実施の様子②

方針3：都市型農業による環境保全機能の維持・増進

➤ 施策

①環境保全型農業の推進

1-3-1 環境保全型農業の推進【都市農業課】

- ・安全な農産物の供給に向けて、化学肥料の使用量の削減を促進します。
- ・安全、新鮮、良質を基本に、消費者ニーズも高まっていることから、農薬及び化学肥料の窒素成分量を地域の慣行レベルの5割以下に減らして栽培された農作物に対する認証制度、埼玉県特別栽培農産物認証の取得者の育成、確保に努めます。

1-3-2 農業後継者の育成【都市農業課】

- ・農業後継者の育成のため、経営研修会を開催します。
- ・八潮市における農業経営の改善に向けて、農業者に認定農業者の取得を働きかけます。

1-3-3 優良農地の保全【都市農業課】

- ・優良農地を確保するため、農業用排水路等の整備や維持管理等を行うとともに、緑地やオープンスペース等として保全します。

1-3-4 都市農地の保全【都市農業課】

- ・市街化区域内の農地を活用し、周辺住民に、やすらぎ、うるおいを与える「街なかやすらぎ緑空間」として保全します。

1-3-5 ポジティブリストの情報提供【都市農業課】

- ・農薬の適正使用に関して、指導及び啓発を行います。

②農とのふれあいの確保

1-3-6 市民農園の管理【都市農業課】

- ・農業とふれあえる機会を提供することで、市民の農業に対する理解を深めることにつながるため、引き続き市民農園を適正に管理するとともに、ふれあい農園、体験農園を支援し、農業祭を開催します。

1-3-7 生産緑地地区・特定生産緑地地区の指定による農地保全【公園みどり課、都市農業課】

- ・市街地の中の緑として、生産緑地地区や特定生産緑地地区の指定により農地の保全を継続するとともに、市民農園・ふれあい農園等による活用を図り、市民に「農」についての啓発に努めます。

③地産地消の促進

1-3-8 ハッピーこまちゃんの活用【都市農業課】

- ・ハッピーこまちゃんの活用により八潮市農産物のPR・ブランド化を図ります。

1-3-9 ふれあい農産物直売所の支援【都市農業課】

- ・顔の見える農業及び安全、新鮮、良質を基本に、直売所の充実のための支援を行います。

1-3-10 地場産農産物 PR の推進【都市農業課】

- ・本市の地場産農産物に対する消費者の関心を高めるため、八潮市地産地消推進協議会及び八潮市直売所連絡協議会とともに、地元農産物の PR を行い、地場産農産物の消費拡大を推進します。

■ 市民・事業者の取組

①環境保全型農業の推進	
市民	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や、有機 JAS マークの付いた有機農産物を選びましょう。
事業者	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮した栽培や有機無農薬栽培に積極的に取り組みましょう。 ・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や有機無農薬農産物を積極的に販売しましょう。
②農とのふれあいの確保	
市民	・ 市民農園やふれあい農園、体験農園を利用しましょう。 ・ 農業祭に参加しましょう。
事業者	・ 農業祭に参加・協力しましょう。
③地産地消の促進	
市民	・ 地元農産物、国産農産物を選びましょう。
事業者	・ 地元農産物、国産農産物を販売・使用しましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境保全型農業の推進	埼玉県特別栽培農産物認証取得者数（新規）	0人	R6	5人	R17	○	○	○
農業後継者の育成	認定農業者数	50人	R6	60人	R17		○	○

2 生活環境分野

環境目標2 安心、安全な生活環境で健康にいつまでも暮らせるまち



(1) 施策の方針

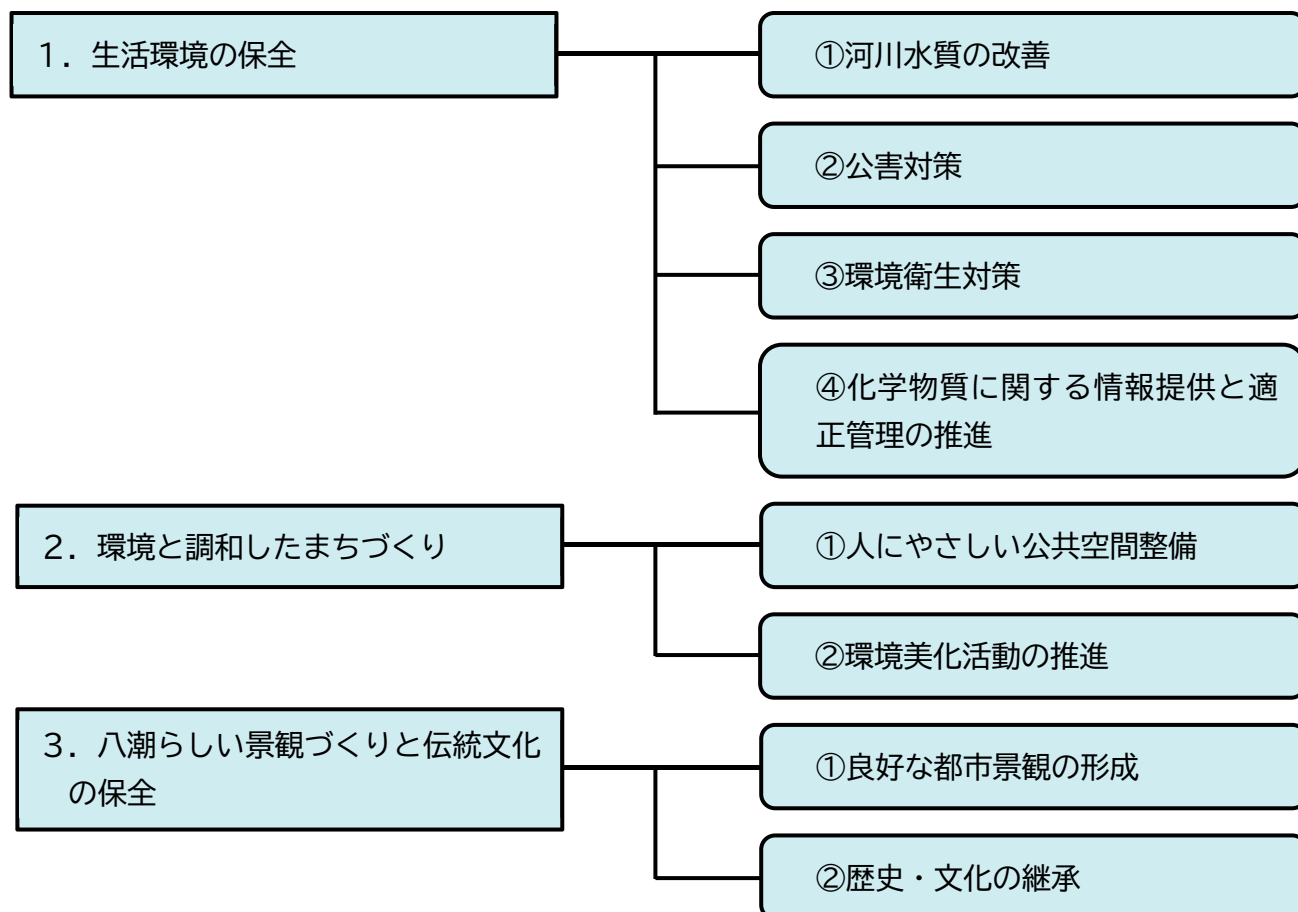
自動車は、生活に欠かすことのできない移動手段となっていますが、大気汚染、騒音、振動及び地球温暖化の防止といった観点から、エコドライブの普及など、自動車対策を推進します。

また、安心して生活のできる環境を確保するため、家庭や事業所からの排水対策と流域で一体となった水質浄化の取組を行うとともに、道路交通や事業活動、生活等に伴う騒音、振動、悪臭などの対策を継続していきます。

さらに、化学物質のリスク（危険性）低減を図るため、ダイオキシン類については引き続き発生抑制を推進し、PCB や石綿(アスベスト)についても適正な処理を行います。また、室内環境汚染物質、農薬及び殺虫剤など一般の生活環境で用いられる化学物質については適切な情報に基づく適正な利用と管理を促進します。

【 方 針 】

【 施策の方向 】



(2) 関連指標・目標

方針1：生活環境の保全

➤ 施策

①河川水質の改善

2-1-1 公共下水道の整備・中川流域下水道の建設【下水道課】

- ・河川の水質汚濁の防止のため、公共下水道の整備及び中川流域下水道の早期完成を推進するとともに、公共下水道への接続の呼びかけを行います。

2-1-2 浄化槽適正管理の促進【環境リサイクル課】

- ・浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適正管理についての周知徹底及び啓発を行います。
- ・市街化調整区域において、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

2-1-3 河川水質の定期調査【環境リサイクル課】

- ・市内の河川等において水質汚濁等の実態を把握します。

2-1-4 河川浄化対策の推進【環境リサイクル課】（再掲 5-2-3）

- ・国、県、地元沿川自治体とで組織する協議会等と連携しながら、河川の水質浄化に努めます。

②公害対策

2-1-5 公害の定期調査【環境リサイクル課】

- ・公害などの生活環境に関する市民からの苦情・要望について、調査や指導などの対応を行うとともに、必要に応じて、県と協働による調査や指導を実施します。

2-1-6 自動車交通騒音・振動の調査【環境リサイクル課】

- ・幹線道路等での自動車による騒音や振動の実態を把握します。

2-1-7 公害防止対策への助成【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等における公害防止設備の整備を促進するため、工場・事業所等に対する助成を行います。

③環境衛生対策

2-1-8 草刈指導の推進【環境リサイクル課】

- ・空き地等に繁茂した雑草類を除去することにより、害虫等の発生の未然防止を図るとともに、雑草の繁茂している土地の所有者等へ刈り取りを指導します。

2-1-9 環境衛生の推進【環境リサイクル課】

- ・地域の環境衛生委員会を中心に、ごみ集積所の利用にあたってのルールの指導、きれいなまちづくりのための活動を広げます。

④化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

2-1-10 防疫薬剤等の適正使用【環境リサイクル課】

- ・防疫薬剤等の使用に関して、環境法規制や県条例等の情報提供を行い、遵守について啓発・指導を行うとともに、環境配慮型の薬剤の使用や散布回数の調整に努め、薬剤散布する場合は、近隣へ周知します。

2-1-11 住環境における有害化学物質に係る情報の提供【環境リサイクル課、住宅・建築課】

- ・有害化学物質等に関する情報提供を行います。
- ・住環境における有害化学物質（シックハウス症候群）に関する情報提供を行います。

2-1-12 有害化学物質の対策【区画整理課、施設課、下水道課、道路治水課】

- ・公共事業の実施にあたり、八潮市建設工事請負契約約款により、有害化学物質の適正管理に関する法令・規制を遵守します。

2-1-13 アスベスト対策に関する情報提供【環境リサイクル課】

- ・アスベスト対策に関する情報提供を行います。

2-1-14 放射能対策【環境リサイクル課】

- ・小中学校、保育所、公園等の放射線量の測定を定期的を実施するとともに、給食食材について放射能濃度測定を実施し、測定結果を市ホームページ等で公表します。

■ 市民・事業者の取組

①河川水質の改善	
市民	<ul style="list-style-type: none">・水質浄化キャンペーンに参加・協力しましょう。・食材は無駄なく使い、調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。・洗剤は適正な量を使用しましょう。・お風呂の残り湯は洗濯に使いましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の排水を適正に処理しましょう。・公共下水道が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。・浄化槽を適正に管理しましょう。・調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。・公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。
②公害対策	
市民	<ul style="list-style-type: none">・エコドライブの実践や次世代自動車の導入を進めましょう。・ノーカーデーに協力しましょう。・深夜のカラオケ等、近隣生活騒音を出さないようにしましょう。・自宅の庭などで、ごみを燃やさないようにしましょう。

②公害対策	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の公害対策をしましょう。 ・ 公害に関する管理体制や管理方法を定め、処理施設等を適正に維持管理しましょう。 ・ エコドライブの実践や次世代自動車の導入を進めましょう。 ・ 深夜営業飲食店では、防音施設を設置しましょう。 ・ 夜間・深夜における荷物の積み降ろしなどの作業音等は、極力出さないようにし近隣に配慮した作業時間を設定しましょう。
③環境衛生対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ集積場を清掃するなど、適正に使用しましょう。 ・ 犬のフンは適切に処理しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系廃棄物は、適正に処理しましょう。
④化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質と健康への影響について関心を持ち、正しい知識や理解を身に付けましょう。 ・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の適正管理に関する規制を遵守しましょう。 ・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。 ・ 安全な食品や製品の製造販売に努めましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	82.6%	R 6	86.9%※	R12		○	○
公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	水洗化率	90.9%	R 6	96.0%	R17	○		○
河川浄化対策の推進	市内の河川の水質基準達成率	72%	R 6	65%	R17			○
住環境における有害化学物質に係る情報の提供	有害化学物質に係る情報提供回数	1回/年	R 6	1回/年	R17			○

※第6次八潮市総合計画での成果指標

方針2：環境と調和したまちづくり

➤ 施策

①人にやさしい公共空間整備

2-2-1 公共施設の維持管理【総務課、社会教育課、教育総務課】

- ・公共施設における浄化槽の保守点検、ごみ収集や不要薬品等の廃棄物の処理などについて、法令に基づく適正管理を行います。

②環境美化活動の推進

2-2-2 環境美化指導員の配置【環境リサイクル課】

- ・駅前等に環境美化指導員を配置し、環境美化に努めます。

2-2-3 ゴミゼロ運動の推進【環境リサイクル課】

- ・地域に根ざした美化活動を推進するため、環境美化についての啓発を行い、ゴミゼロ運動を推進するとともに、市民ボランティアによる清掃活動を支援します。

2-2-4 ごみ捨て防止啓発用看板の設置【環境リサイクル課】

- ・市民への環境美化への啓発として、ごみ捨て防止啓発用看板を設置します。

2-2-5 河川浄化の啓発【環境リサイクル課】

- ・河川浄化の意識を高めるため、環境月間や、やしお市民まつり等において啓発活動を行います。

■ 市民・事業者の取組

②環境美化活動の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none">・ ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。・ 空き缶や空きビン、空きペットボトル、たばこ等のポイ捨てをやめましょう。・ ごみの不法投棄はやめましょう。・ 定期的に空き地の雑草を除去しましょう。・ 犬のフンを適切に処理しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。・ ポイ捨てやごみの不法投棄防止のため、情報提供等を行いましょ。・ ごみや土砂等の不法投棄はやめましょう。

方針3：八潮らしい景観づくりと伝統文化の保全

➤ 施策

①良好な都市景観の形成

2-3-1 快適な公共空間の整備【都市計画課】

- ・公共施設マネジメントアクションプランに基づき、快適で魅力ある公共空間の形成を進めます。

2-3-2 景観まちづくりの推進【都市計画課】

- ・屋外広告物の適正な誘導に向け、電光式屋外広告物への対応等新たな課題への対応を進めます。
- ・緑のうるおいあふれる街並みを形成していくため、「八潮市景観計画」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間の創出を図り、良好な街並み等を形成します。

②歴史・文化の継承

2-3-3 収蔵資料の保存と活用【文化財保護課】

- ・市の歴史や伝統文化を次世代に継承するため、民具や古文書等の資料を保存し、市のホームページ「れきナビーやしお歴史事典」「八潮市立資料館デジタルアーカイブ」で公開するなど、活用を図ります。

2-3-4 展示会の開催【文化財保護課】

- ・八潮の郷土に対する理解を深めるため、市の歴史や伝統文化を市内外に向けて紹介します。

2-3-5 文化財の保護の充実【文化財保護課】（再掲 5-1-3）

- ・国、県、市指定の文化財等を次世代に継承するため、文化財を保護します。
- ・文化財建造物や史跡などの文化遺産とそれを取り巻く周辺の景観を保全します。

■ 市民・事業者の取組

①良好な都市景観の形成	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮らしい魅力ある街並みづくりを目指すため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく家づくりに努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物の新築や改築等にあたっては、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例、景観計画等にしがたって、周辺の景観に配慮しましょう。 ・屋外広告物の設置にあたっては、八潮市屋外広告物条例にしがたって、適正に設置するとともに、公衆に対する危害の防止を図るために維持管理を行いましょう。 ・大規模な建築物等の新築等にあたっては、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に基づき、土地利用構想の届出を行い、市民等の意見を反映した開発事業を行いましょう。 ・市長が通知する以下の地域特性基準に適合するようにしましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ①計画地周辺の環境及び景観との調和を図るための基準 ②計画地周辺の道路、河川等の公共施設の状況を踏まえた基準 ③計画地周辺の歴史及び文化財を保全し、保護するための基準

②歴史・文化の継承	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護、保全に協力しましょう。 地元で伝わる昔話や風習について学び、継承しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護、保全に協力しましょう。 伝統産業を継承し、積極的にPRしましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
景観まちづくりの推進	景観計画届出における景観配慮の誘導件数	721件	R6	850件※	R12	○	○	○

※第6次八潮市総合計画での成果指標



◆れきナビーやしお歴史事典

3 地球環境分野

環境目標3 市・市民・事業者がともに連携し、ゼロカーボンシティを目指すまち



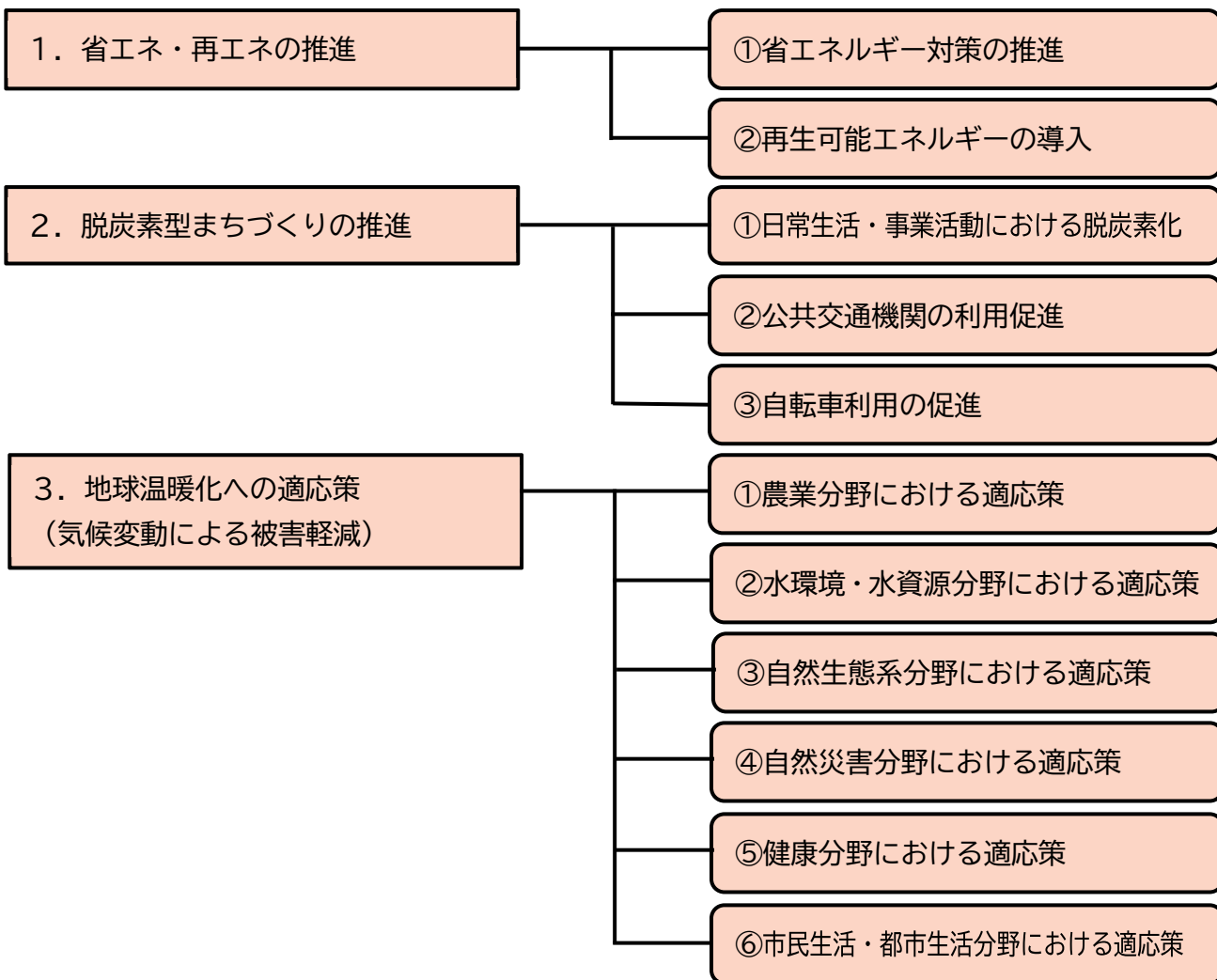
(1) 施策の方針

持続可能な循環型社会の構築に向けて、家庭や事業所での省エネルギー対策及び、再生可能エネルギーの導入、水資源の有効利用を促進するとともに、地球温暖化防止の観点から、公共交通機関や自転車利用の促進など脱炭素型のまちづくりを推進します。

さらに、近年、本市においても地球温暖化やヒートアイランド現象による影響が懸念され、集中豪雨の被害などが発生していることから、気候変動による被害軽減のための「適応策」を推進します。

【方 針】

【施策の方向】



(2) 関連指標・目標

方針1：省エネ・再エネの推進

➤ 施策

①省エネルギー対策の推進

3-1-1 屋上緑化・壁面緑化等の推進【環境リサイクル課】

- ・建物のエネルギー消費量の削減に向けて、市内の建物における壁面緑化を促進するために、ゴーヤの苗やフウセンカズラの種の配布を実施します。
- ・公共施設の屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、民間施設の屋上緑化や壁面緑化等の普及・啓発を図ります。

3-1-2 エコドライブの普及・促進【環境リサイクル課、総務課】

- ・アイドリング・ストップなどのエコドライブについて、普及・啓発を行います。
- ・ノーカーデーの実施や自転車による移動の普及啓発など、マイカー通勤の削減を促進します。
- ・公共施設への充電設備の設置を推進します。
- ・公用車の購入や更新を行う際には、次世代自動車の導入を推進します。

3-1-3 省エネ機器の利用促進【環境リサイクル課、教育総務課】

- ・省エネルギー機器について情報提供を行うことで、市民や事業者における導入を促進します。
- ・学校などの整備や改修時に、省エネルギー設備や機器の導入を図るとともに、市民や事業者への啓発を行います。

3-1-4 情報通信技術を利用した移動の削減【情報政策課】

- ・市役所と出先機関を結ぶ行政情報ネットワークを活用して会議等のための移動を減らし、移動に伴うエネルギーの削減を図ります。

3-1-5 情報通信技術を利用した紙の省資源【情報政策課】

- ・市役所では、庁内 LAN の活用により事務処理の迅速化と省エネルギー化、ペーパーレス化を図るとともに、情報通信システム機器の省エネルギー化を図ります。

3-1-6 雨水利用の促進【下水道課】

- ・雨水の有効利用に向けて、雨水貯留施設の設置に係る補助を実施します。

②再生可能エネルギーの導入

3-1-7 再生可能エネルギーの導入・助成【環境リサイクル課】

- ・技術動向の情報提供や導入に対する補助を行う等の施策により、太陽光発電等の導入促進を図ります。

■ 市民・事業者の取組

①省エネルギー対策の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気はこまめに消し、電化製品を長時間使用しないときは、主電源を切るかコンセントを抜きましょう。 ・ 屋上緑化や壁面緑化などに取り組みましょう。 ・ エアコンのフィルターは、こまめに掃除をしましょう。 ・ 断熱や採光などを工夫して、省エネルギーに努めましょう。 ・ 省エネルギー型の家電製品、照明や給湯器などを導入しましょう。 ・ 日常生活の中で節水しましょう。 ・ 節水型設備・機器を導入しましょう。 ・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が浸透するようにしましょう。 ・ 雨水貯留施設を設置し、雨水を散水や洗車などに利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上緑化や壁面緑化などに取り組みましょう。 ・ 断熱や採光などを工夫して、省エネルギーに努めましょう。 ・ 省エネルギー型の照明などを導入しましょう。 ・ モノをつくる時、生産ラインなどでは、省エネルギーに配慮しましょう。 ・ 事業活動の中で節水しましょう。 ・ 一度利用した水を再利用しましょう。 ・ 節水型設備・機器を導入しましょう。 ・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が浸透するようにしましょう。 ・ 雨水貯留施設を設置し、雨水を散水や洗車などに利用しましょう。
②再生可能エネルギーの導入	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
屋上緑化・壁面緑化等の推進	公共施設等における屋上緑化	0か所	R 6	5か所	R17		○	○
再生可能エネルギーの導入・助成	市内における太陽光発電設備の発電容量(累計)	18,415kW	R 6	126,768kW	R17	○	○	○

方針2：脱炭素型まちづくりの推進

➤ 施策

①日常生活・事業活動における脱炭素化

3-2-1 環境に配慮したまちづくりの促進【区画整理課】

- ・つくばエクスプレス沿線地区及び既成市街地の道路整備工事及び宅地造成工事等において、本市より施工業者へ環境の配慮を行うよう周知します（アイドリング・ストップ、排出ガス対策型重機の使用など）。

3-2-2 環境配慮建築物の促進【住宅・建築課】

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅認定申請について、適正に認定を行うとともに、認定後の維持管理の方法について指導・助言を行います。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定申請について、適正に認定を行います。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請について、適正に認定を行います。

3-2-3 事務事業編における取組の推進【環境リサイクル課】

- ・八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

3-2-4 ヒートアイランドの対策【環境リサイクル課】

- ・地球温暖化防止に関する啓発のため、打ち水を行う等のイベントを開催します。

3-2-5 埼玉県が実施するエコライフ DAY 事業への参加【環境リサイクル課】

- ・家庭での電気、ガス、燃料等の使用に伴うCO₂排出量を自分でチェックし、CO₂削減の取組にチャレンジするエコライフ DAY 事業に参加するとともに、市民や事業所への拡大を図ります。

3-2-6 環境マネジメントシステムの維持管理【環境リサイクル課】

- ・市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市の施策、事務及び事業における環境負荷の低減を図ります。

②公共交通機関の利用促進

3-2-7 公共交通のバリアフリー化の推進【交通防犯課】

- ・ノンステップバスやバス停車帯の確保、スロープの設置等を関係機関と協力して進めます。

3-2-8 コミュニティバスの運行【交通防犯課】

- ・公共交通の利便性向上に向けて、路線バス網の整備やバス停の集約化を検討するとともに、路線バス網の充実を図ります。

3-2-9 地下鉄8号線の導入促進【企画経営課】

- ・つくばエクスプレスに加え、市内を南北に縦断する新たな公共交通機関となる地下鉄8号線の早期導入に向けて、関係機関に要望活動を実施します。

③自転車利用の促進

3-2-10 自転車駐車場の整備【交通防犯課】

- ・自転車の利用を促進するため、自転車駐車場を整備するとともに、地域公共交通計画に基づいたコミュニティサイクルの導入などを進めていきます。

3-2-11 自転車道等の整備【道路治水課】

- ・自転車利用の促進を図るために、自転車道や自転車専用レーンなどの整備を検討します。

■ 市民・事業者の取組

①日常生活・事業活動における脱炭素化	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期優良住宅の購入を検討しましょう。 ・ 屋上緑化や壁面緑化などに取り組みましょう。 ・ 打ち水を行うイベント等に参加・協力しましょう。 ・ 日常生活の見直し等、地球温暖化の防止に取り組みましょう。 ・ 住宅の新築や増築、改修の際は、外観が周辺の環境と調和するように配慮しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型建築物の導入を進めましょう。 ・ 打ち水を行うイベント等に参加・協力しましょう。 ・ 事業活動に伴う地球温暖化の防止に取り組みましょう。
②公共交通機関の利用促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイカーによる移動を減らし、公共交通機関の利用を増やしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車による移動を減らし、公共交通機関の利用を増やしましょう。
③自転車利用の促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイカーによる移動を減らし、自転車による移動を増やしましょう。 ・ コミュニティサイクルを活用した自転車利用に努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車による移動を減らし、自転車による移動を増やしましょう。 ・ 店舗、工場、事業所等に自転車駐車場を設置しましょう。 ・ コミュニティサイクルを活用した自転車利用に努めましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境配慮建築物の促進	環境配慮建築物の認定等件数	108件/年	R6	50件/年	R17		○	○
ヒートアイランド対策	広報紙等による打ち水等の普及	1回/年	R6	1回/年	R17			○



◆コミュニティサイクル（八潮駅サイクルステーション）

方針3：地球温暖化への適応策（気候変動による被害軽減）

➤ 施策

①農業分野における適応策

3-3-1 生産現場における干ばつや大雨等による農産物の生育被害への対策【都市農業課】

- ・干ばつや大雨等による農作物の生育被害への対策として、関係機関と協力して水管理や排水対策等の徹底を進めます。

3-3-2 栽培管理の徹底【都市農業課】

- ・高温等の影響を回避・軽減する農作物栽培管理技術、高温耐性品種等の導入や、南方系害虫の防除対策について、関連機関と協力して普及を図ります。

②水環境・水資源分野における適応策

3-3-3 水資源の安定確保【施設課】

- ・渇水時に備え、応急給水水源や他自治体との相互応援体制を含めた水資源の安定確保に努めます。
- ・水道水を安定的に供給するため、老朽化した施設を計画的に更新します。

③自然生態系分野における適応策

3-3-4 野生生物のモニタリング調査、保護対策等の推進【環境リサイクル課】

- ・地球温暖化による野生生物の分布への影響を的確に把握するため、モニタリング調査や必要に応じて保護対策を実施します。

④自然災害分野における適応策

3-3-5 地球温暖化による被害の軽減対策【環境リサイクル課】

- ・地球温暖化による気温上昇や集中豪雨について、市民の健康や都市への被害を未然に防止するため、情報収集等に努め、被害軽減のための取組を検討します。

3-3-6 排水路、排水施設の整備・維持管理【道路治水課】

- ・降雨を速やかに排水するよう排水路を整備し、適正に維持管理を行います。
- ・排水施設を設置するとともに、既設ポンプ施設等を計画的に更新します。

3-3-7 雨水幹線・ポンプ場の整備【下水道課】

- ・八潮公共下水道事業計画等に基づき、計画的に雨水幹線及びポンプ場を整備します。

⑤健康分野における適応策

3-3-8 熱中症予防に関する対策【健康増進課】

- ・熱中症や熱中症の合併症を防止するため、予防法と対処法についての情報提供や啓発を行います。

3-3-9 高齢者等のハイリスク者への声掛け・見守り活動の強化【長寿介護課】

- ・高齢者等、熱中症のリスクが高い人を守るため、地域による声かけ・見守り活動を推進します。

3-3-10 まちなかにおけるクールオアシスの促進【健康増進課】

- ・県が進める熱中症対策の一環として、市内の公共施設等を外出時の一時休憩所として利用する「まちなかのクールオアシス」の設置を促進します。

⑥市民生活・都市生活分野における適応策

3-3-11 歩道段差の解消【道路治水課】

- ・誰もが利用しやすい、人にやさしい道づくりを進めるため、歩道の段差解消等の整備を行います。

3-3-12 公共施設の保水機能向上【公園みどり課】

- ・ヒートアイランド現象の緩和に向け、公共施設において、表面温度が上がるのを抑えるための保水性舗装の導入を検討します。

3-3-13 漏水対策の推進（石綿セメント管等の更新）【施設課】

- ・石綿セメント管は、強度に乏しく、漏水が多く発生しているため、耐震性に優れた配水管へと計画的に更新します。
- ・老朽化した配水用ポリエチレン管についても、漏水が多く発生している箇所を優先的に更新します。

■ 市民・事業者の取組

①農業分野における適応策	
事業者	・ 県や JA などの指導を受け、適切な栽培管理に努めましょう。
②水環境・水資源分野における適応策	
市民	・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が地下に浸透するようにしましょう。 ・ 日常生活の中で節水しましょう。
事業者	・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が地下に浸透するようにしましょう。 ・ 事業活動の中で節水しましょう。
③自然生態系分野における適応策	
市民	・ 生態系の調査に協力しましょう。

④自然災害分野における適応策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設や浸透ますを設置し、一度に排水路に流出する水の量を減らしましょう。 ・ 洪水ハザードマップや内水（浸水）ハザードマップを確認し、自宅の周りの災害危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。 ・ 災害時には、行政やラジオ、TV 等による最新の情報を確認し、安全に避難しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設や浸透ますを設置し、一度に排水路に流出する水の量を減らしましょう。 ・ 洪水ハザードマップや内水（浸水）ハザードマップを確認し、事業所の周りの災害危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。 ・ 災害時には、行政やラジオ、TV 等による最新の情報を確認し、安全に避難しましょう。
⑤健康分野における適応策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等、熱中症にかかりやすい人には積極的に声かけをしましょう。 ・ 真夏の外出時には、公共施設等に設けられた「クールオアシス」で休憩しましょう。 ・ 壁面緑化を行いましょう。 ・ 打ち水を行いましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ クールビズやエアコンの適正利用及び労働環境を見直し、温暖化に適応した職場環境を作りましょう。 ・ 屋上緑化や壁面緑化等を行いましょう。 ・ 打ち水を行いましょう。



◆クールオアシス例（八潮市役所駅前出張所）

4 資源循環分野

環境目標4 3R（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）に取り組み、
循環型社会を実現するまち

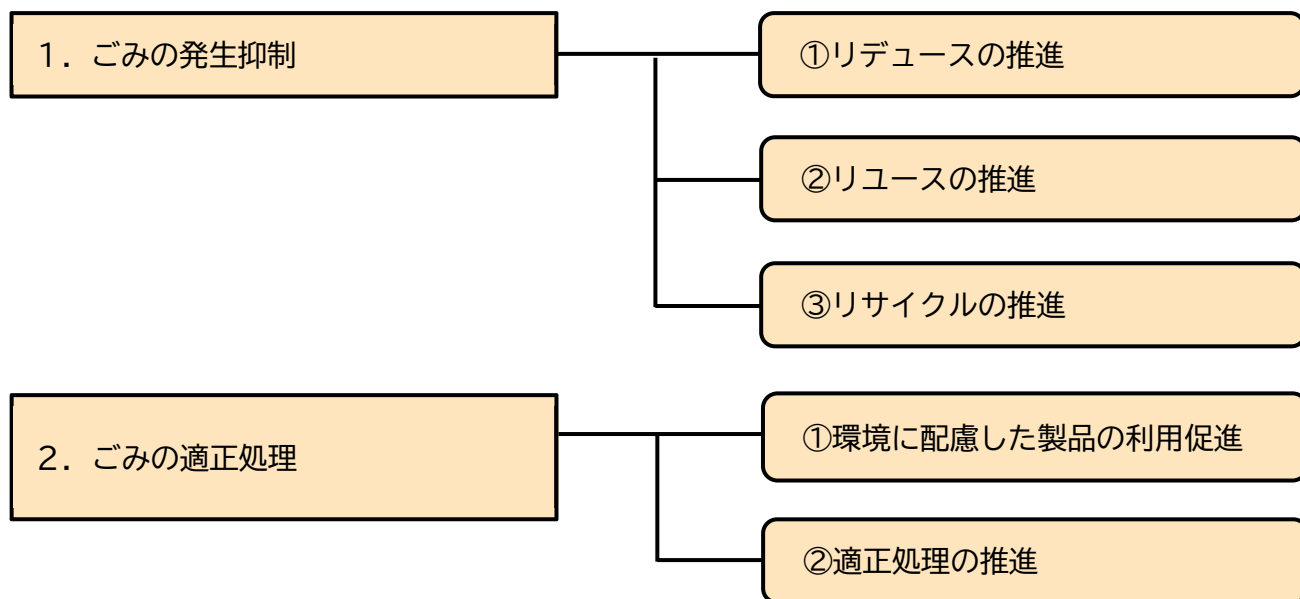


(1) 施策の方針

ごみの減量やリサイクル、リユースといった3R活動の展開と、そのための収集体制の整備や充実により、地域全体でのごみの適正処理を推進します。日常生活や事業活動で発生するごみを減らすため、食品ロスやプラスチック資源循環といった新たな法令に対して、市民・事業者等と協力するとともに、一人ひとりの考え方や行動を改めるための取組を推進し、事業活動のあり方やライフスタイルそのものを見直していきます。

【方針】

【施策の方向】



(2) 関連指標・目標

方針1：ごみの発生抑制

➤ 施策

①リデュースの推進

4-1-1 ごみの減量化・資源化における普及啓発【リサイクルプラザ】

- ・ごみの減量化や資源化などについての出前講座を実施するとともに、イベントなどで普及啓発を実施します。

②リユースの推進

4-1-2 循環資源利用の推進【環境リサイクル課】

- ・環境に配慮した消費活動を行うグリーンコンシューマーについての啓発等を行い、循環資源の利用を推進します。

③リサイクルの推進

4-1-3 公共施設の整備（公共工事）

【アセットマネジメント推進課、下水道課、公共施設整備課、道路治水課、教育総務課】

- ・公共施設の維持、修繕等について、再生資材の活用や、建設副産物の再資源化を行います。
- ・下水道工事について、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、適正な執行を図ります。
- ・公共建築物の整備について、再生資材の活用や、建設副産物の再資源化を行います。
- ・道路、橋りょう、水路等における工事について、再生資材の活用、建設副産物の再資源化を行います。
- ・小中学校施設の整備について、再生資材の活用、建設副産物の再資源化を行います。

4-1-4 建築物の解体等の適正分別【住宅・建築課】

- ・建設資材の分別解体等に伴う、再資源化の促進を行うため、建設リサイクル法による届出の指導・助言等を行います。

4-1-5 リサイクル活動の推進【リサイクルプラザ】

- ・資源回収団体への奨励金の交付や関係団体への補助金の交付により、ごみの資源化を促進します。
- ・粗大ごみの戸別収集を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、収集した家具や自転車をリサイクル販売することで、環境に配慮した消費活動について啓発を行います。

4-1-6 ごみの分別・収集・再資源化の充実【リサイクルプラザ】

- ・ごみの安全確実な処理を確保するとともに、ごみ分別作業の効率化や粗大ごみの収集業務の充実など、社会情勢の変化に対応したごみの再資源化を推進します。

■ 市民・事業者の取組

①リデュースの推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過剰包装は避け、使い捨て商品は選択しないようにしましょう。 ・ 食品ロスを減らすため、食材を「買いすぎず」「使い切る」「食べきる」ことに努めましょう。 ・ 物品等を購入する際は、必要性を十分検討するとともに、必要最低限を購入しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品は、リサイクルできる素材や構造へ改良しましょう。 ・ 中身の詰め替え可能な製品を作りましょう。 ・ 梱包や包装を簡素化しましょう。 ・ リユースやリサイクルしやすい製品の製造や販売に取組みましょう。
②リユースの推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ モノを大切に使うようにしましょう。
③リサイクルの推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活用品交換会、フリーマーケット等を利用しましょう。 ・ 再生品、リサイクル品、詰め替え品などを積極的に利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生紙の使用を徹底しましょう。 ・ 容器包装リサイクル法に沿って、ペットボトルやカン等を回収しましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
リサイクル活動の推進	リサイクルフェアの標語及びポスター参加人数	1,424人	R6	1,600人	R17	○		○
リサイクル活動の推進	資源回収団体の登録数	115団体	R6	125団体	R17	○		○
ごみの分別・収集・再資源化の充実	資源化率（リサイクルプラザ）	85.2%	R6	86.0%	R17	○		○
循環資源利用の推進	資源化率（可燃ごみ含む）	15.4%	R6	15.35%*	R12	○		○

※第6次八潮市総合計画での成果指標

方針2：ごみの適正処理

➤ 施策

①環境に配慮した製品の利用促進

4-2-1 出前講座の実施【環境リサイクル課】

- ・プラスチックごみや食品ロスなどのごみの減量化や資源化に関して、広報やしおやホームページ等を通じた情報提供により普及啓発を実施します。

4-2-2 環境にやさしい生活の推進【環境リサイクル課】

- ・イベント等において環境にやさしい生活用品の普及啓発を実施します。

4-2-3 グリーン購入の普及促進【環境リサイクル課】

- ・グリーン購入・調達について情報提供を行うことにより事業者に対して普及啓発を行います。

4-2-4 共通物品の購入管理【アセットマネジメント推進課】

- ・市役所で使用する物品等の購入にあたっては、効率的な物品購入、グリーン購入の推進を図ります。

②適正処理の推進

4-2-5 農業用廃棄物の処理【都市農業課】

- ・農業用廃棄物の処理を適正に進めるため、八潮市環境保全型農業推進協議会を通じて、農業用廃ビニールの収集円滑化を図ります。

4-2-6 一般廃棄物処理基本計画の策定【環境リサイクル課】

- ・八潮市一般廃棄物処理基本計画に基づき、構成する5市1町と東埼玉資源環境組合と連携して、ごみの減量化、資源化、収集処理体系の改善や充実及び分別等を実施するとともに、ごみの円滑な収集に向けた収集体系の見直しを必要に応じて行います。

4-2-7 不法投棄対策の推進【環境リサイクル課】

- ・不法投棄の防止に向けて、定期的な市内巡回を行い、不法投棄の連絡を受けたら、速やかに回収処理を行います。

4-2-8 ごみ排出方法の指導【環境リサイクル課】

- ・ごみの分別や収集の円滑化を図るために、ごみカレンダーの配布など、ごみの分別方法や出し方について情報提供を行うとともに、ごみの散乱防止を図るため、ごみ飛散防止ネットを配布します。
- ・転入・転居者へのごみ分別等について周知を徹底します。

4-2-9 プラスチックの適正処理【環境リサイクル課】

- ・プラスチックごみの分別・適正処理を促進し、再資源化を検討します。

4-2-10 リサイクルプラザの改修・備品整備【リサイクルプラザ】

- ・リサイクルプラザの安定した運営に向けて、定期的に点検等を実施します。

■ 市民・事業者の取組

①環境に配慮した製品の利用促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物の際には、エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルの付いたグリーン商品を選びましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン商品等の製造や販売に取り組みましょう。 ・ グリーン購入に取り組みましょう。
②適正処理の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等の環境活動に関心を持ちましょう。 ・ 工場見学や環境コミュニケーションに参加しましょう。 ・ 自動車、家電製品、パソコンなどを廃棄する際は、法律にしたがって適正に処理しましょう。 ・ 日常生活の中で、分別等を行い、ごみを減らしましょう。 ・ ごみの出し方のルール（分別収集、収集日時、各集積所の管理）を守りましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の調達の際には、環境負荷の少ないグリーン調達を行いましょう。 ・ 資源化できるものは、分別して適正に処理しましょう。 ・ 廃棄物や農業用ビニールを廃棄する際は、適正に管理及び処理しましょう。 ・ フロンガス等が封入されている空調機器を廃棄する際は、適正に処理しましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境にやさしい生活の推進	広報紙等による啓発回数	1回/年	R 6	1回/年	R17			○
ごみ排出方法の指導	1人1日のごみ排出量（家庭系可燃ごみ）	496g	R 6	412.0g※	R12	○	○	○

※第6次八潮市総合計画での成果指標

5 環境活動分野

環境目標5 みんなが環境への意識を高め、環境活動に取り組むまち



(1) 施策の方針

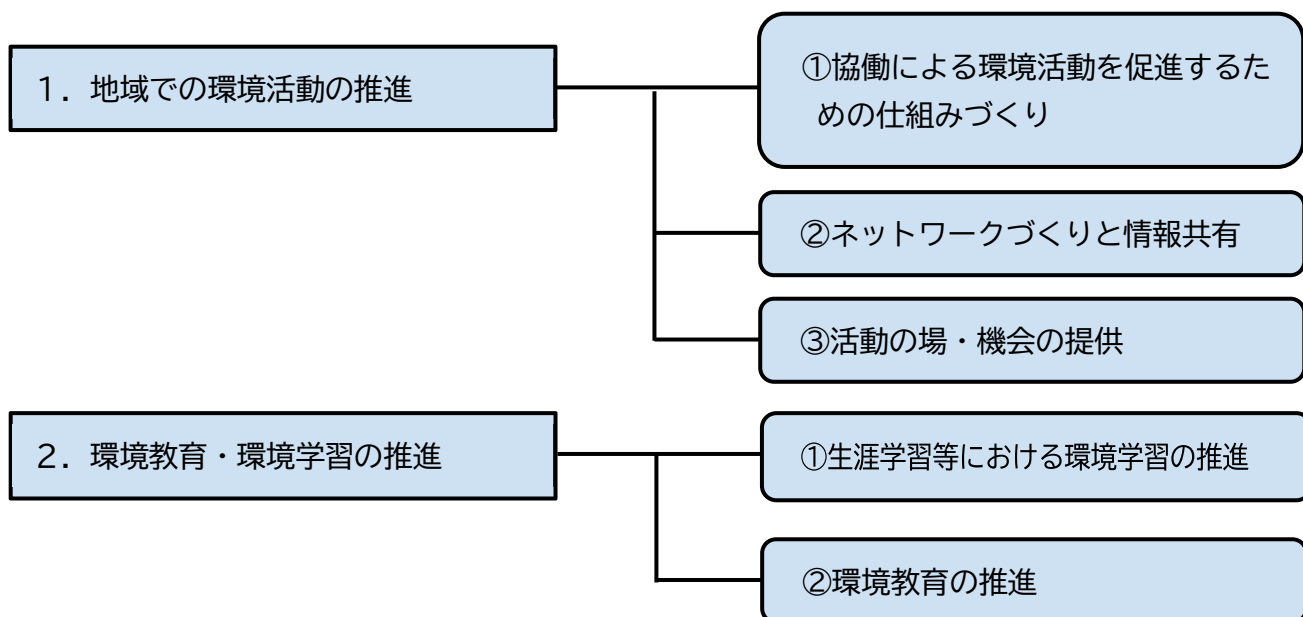
自然環境、生活環境、資源循環、地球環境の各分野を取組むためには、市、市民、事業者が自主的・積極的に行動するとともに、連携し協力しながら、地域での活動を展開していくことが欠かせません。

そこで、市民一人ひとりが環境や持続可能な社会に関心を持ち、日常生活や事業活動との関わりを理解し、さらに行動を実践できるよう、世代ごと、立場ごとに応じた環境教育や環境学習を進めます。

また、地域の環境活動を市、市民、事業者の三者協働により展開していくために、ネットワークづくりや情報共有、活動の場と機会の提供、仕組みづくりを進めます。

【方針】

【施策の方向】



(2) 関連指標・目標

方針1：地域での環境活動の推進

➤ 施策

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり

5-1-1 県の環境アドバイザー等との連携【環境リサイクル課】

- ・埼玉県による環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊（企業）制度と連携し、協働の担い手づくりと環境学習の充実を図ります。

5-1-2 協働の担い手づくり【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体等と協働し、環境活動の担い手の育成や環境学習の機会提供を行うとともに、環境活動や情報交流の場と機会を提供します。
- ・市民団体やNPO団体等と協働した市民活動の担い手の人材育成を行うとともに、情報交流の場と機会を提供します。

5-1-3 文化財の保護の充実【文化財保護課】

- ・文化財調査を実施するとともに、文化財の保護と継承などの活動を行うボランティアの育成及び無形民俗文化財の後継者の育成を支援します。

5-1-4 ISO14001等の普及促進【環境リサイクル課、商工観光課】

- ・事業者におけるISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得等に際し、支援します。

5-1-5 環境コミュニケーションの普及促進【環境リサイクル課】

- ・事業者における環境コミュニケーションの普及を行います。

②ネットワークづくりと情報共有

5-1-6 図書館での情報提供【社会教育課】

- ・図書館において環境に関する情報提供コーナーを設けるとともに、科学遊びやリサイクル工作などのイベントを実施します。

5-1-7 コミュニティの仕組みづくり【市民協働推進課】

- ・町会自治会など、地域での環境活動をきっかけとしたコミュニティづくり、各種ボランティア団体との交流・連携を深めます。

③活動の場・機会の提供

5-1-8 「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の運営・管理の支援【商工観光課】

- ・「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」を運営・管理する団体等の活動を支援します。

5-1-9 ボランティア活動の育成・支援【市民協働推進課】

- ・地域での環境活動を行う団体の活動、講座やセミナーの開催、ボランティア団体との交流や情報交換の機会の場を提供します。

5-1-10 自然体験の推進【社会教育課】

- ・青少年が自然に親しむために、生き物観察や野外で役立つもの作りなどの体験活動を実施します。

5-1-11 自然にふれあうイベントの実施【商工観光課】

- ・八潮の自然や環境を体験し、ふれ合える場を提供するため、観光イベントの開催など、参加・体験できる機会を提供します。

■ 市民・事業者の取組

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動に関する指導者養成講座等を受講し、地域での協働の担い手になりましょう。 ・地域で環境活動を行う仲間を増やし、育成しましょう。 ・市の各種委員会、審議会などに参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で環境活動を行う人材を支援しましょう。
②ネットワークづくりと情報共有	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが取り組んでいる環境活動を発表し、情報提供しましょう。 ・市民参加型の環境調査イベントなどに参加しましょう。 ・自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動を行う市民団体等の活動に協力しましょう。 ・自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。
③活動の場・機会の提供	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での環境活動に参加しましょう。 ・活動の仲間を増やしましょう。 ・他の活動団体との交流を図りましょう。 ・環境推進大会に参加・協力しましょう。 ・エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境推進大会に参加・協力しましょう。 ・エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に協力しましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	4回/年	R6	6回/年	R17	○		○

方針2：環境教育・環境学習の推進

➤ 施策

①生涯学習等における環境学習の推進

5-2-1 出前講座等の実施【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・こどもエコクラブに対して、情報提供などの支援を行うとともに、市内への普及に努めます。
- ・環境保全等に関する出前講座メニューの充実を図るとともに、地域での出前講座の活用を図るよう、積極的にPRを行います。

5-2-2 市民大学・大学院の運営【社会教育課】

- ・市民大学、市民大学大学院、インターネットによる市民アカデミーなどを通じて、市民の環境学習を支援します。

5-2-3 河川浄化対策の推進【環境リサイクル課】

- ・環境月間やイベント等を通じて、環境に関する情報の発信や環境意識の啓発を行います。

5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財の和井田家住宅をはじめとする有形、無形の文化遺産を次世代に継承するため、文化遺産を活用した多彩な講座を開催します。

5-2-5 地域学習の実施【文化財保護課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し、子どもたちの郷土学習を行います。

5-2-6 節水対策の推進（啓発活動）【経営課】

- ・水資源の効率的な利用を促進するため、水道だよりによる情報提供を行うとともに、水道週間や市民まつりを通して節水意識の啓発を行います。

5-2-7 環境にやさしい消費活動の促進【環境リサイクル課】

- ・家庭での環境配慮、食と住の安全、健康への配慮に関する知識や理解の普及のため、イベントを通じて情報提供を行います。

②環境教育の推進

5-2-8 カーボンオフセット事業における環境教育の促進【環境リサイクル課】

- ・カーボンオフセット事業を通じて、環境学習事業、自然観察会等を実施し、森林の有効活用や地球温暖化対策について考えるきっかけ作りを行います。

5-2-9 学校における環境教育の推進【小中一貫教育指導課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し、子どもたちの郷土学習を行うとともに、各教科の授業や特別活動、ふるさと科、委員会活動などを通じて、環境教育を行います。

5-2-10 食品ロス削減に向けた取組

【環境リサイクル課、都市農業課、保育幼稚園課、健康増進課】

- ・ 親子料理教室の実施により、「食」に関する市民への啓発を行います。
- ・ 小中学校等において、各教科の領域や特別活動を行うことにより、食育を行います。
- ・ 各保育所で栽培した野菜の活用などの食育を実施します。

5-2-11 食品の安全性に関する知識の普及啓発

【子ども家庭支援課、保育幼稚園課、学務課、健康増進課、商工観光課、都市農業課】

- ・ 食の安全などについて、消費者啓発パネル展や窓口などにおいて、情報提供による啓発を実施します。

5-2-12 キッズエコ【保育幼稚園課】

- ・ 幼児期からの環境教育を進めるために、保育所で子どもたちが環境への取組を体験する機会を創出します。

■ 市民・事業者の取組

①生涯学習等における環境学習の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な環境や地球環境について、家族で子どもとともに関心をもったり、考えてみたりして、理解を深めましょう。 ・ 出前講座を利用するなど、地域で協力して環境学習を行いましょう。 ・ 環境学習に参加し、都市生活型公害、ごみ問題等の身近な環境問題や地球環境問題について理解を深めましょう。 ・ 地域での環境学習の際には、埼玉県環境アドバイザー制度を活用しましょう。 ・ 子どもたちは、「こどもエコクラブ」の活動に積極的に参加・協力しましょう。 ・ 環境に関するイベントに参加しましょう。 ・ 情報交換会等へ参加・協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での環境教育や環境学習のための活動に協力しましょう。 ・ 社内での環境情報の提供、環境に関する研修などを行いましょう。 ・ 環境学習の実施に協力しましょう。 ・ 県の環境アドバイザー制度を活用しましょう。 ・ 「こどもエコクラブ」の活動に協力しましょう。 ・ 環境コミュニケーションに取組みましょう。
②環境教育の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習や自然観察会等に積極的に参加しましょう。 ・ キッズエコの取組にチャレンジし、環境について学びましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等での環境教育に協力しましょう。

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
出前講座等の実施	環境に関する講座等の実施回数	1回/年	R 6	12回/年	R17	○	○	○
河川浄化対策の推進	イベント等での簡易水質調査回数	1回/年	R 6	2回/年	R17	○		○
文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	37回/年	R 6	23回/年	R17			○
食品の安全性に関する知識の普及啓発	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年 (広報紙) 3回/年 (料理教室)	R 6	1回/年 (広報紙)	R17			○



◆生涯学習まちづくり出前講座